



# コロナ禍における 情報の過剰と不足

情報公開クリアリングハウス理事 奥津茂樹

コロナの感染拡大の中で、私たちのまわりにはコロナに関する無数の情報があふれている。それらをながめながら、私は違和感を抱え続けてきた。私が情報公開に关心をもつきっかけになつたのが、故奥平康広氏の名著『知る権利』（現代法叢書）だ。この中で同氏が述べていた「情報の自由で豊かな流れ」という言葉にひかれ、めざすべき社会の理想を見出した。その後、情報公開の制度化が進み、ネットやSNSが広がる中で、「情報の自由で豊かな流れ」は実現したかのように見える。しかし、少なくともコロナに関する情報は「豊かな流れ」とは言えない。それが私の抱く違和感である。

## 膨大な「データ」の中で

そもそも「豊かさ」とは、カギ括弧をつけて表現したように主観的な概念であり、人によって感じ方が大きく異なる。

連日流され続けるコロナ関連情報をみると、消化不良になりそうな満腹感すらおぼえる。そのため、情報の流れは十分に「豊か」だと考える人もいるだろう。しかし、視点を変えてみるとコロナ関連情報は不十分で、決して「豊か」とは言えない。たとえば、私たち市民の自発的な取り組みという視点で、コロナ関連

情報をとらえてみよう。もつとも身近な情報が、毎日発表される自治体ごとの感染者情報だ。その増減に私たちちは一喜一憂する。しかし、感染者数等の「データ」を頼りに、私たちは何ができるのだろうか。

もちろん、感染の拡大や縮小など、地域や時期ごとの傾向をつかむことはできる。しかし、これらの数値の増減だけでは、感染防止のために注意すべきは「べきことはわからない。感染者の増加は一般的な注意喚起には役立つ。ただ、それだけでは具体的な感染防止策を講じることができない。

## リアルな情報がない

肝心な情報の端緒となるのが感染源分析だ。私の手元に保坂展人区長がツイートした東京都世田谷区の情報がある。それによると20年12月末の総計で同区の感染者は計4353

つの場面」のように、日常の生活や仕事の中で注意すべき事柄は繰り返し伝えられている。ただ、その他のデータに比べると、量も質も貧弱と言わざるを得ない。なぜ注意すべきなのか、裏づけとなる情報や説明を欠くからだ。

厚生労働省HPでは「新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード」の資料が、内閣官房HPでは「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の資料が公表されている。情報量は多く、多角的な分析が行われていて、専門家にとっては宝の山かもしない。



おくつ・しげき

1960年神奈川県生まれ。明治大学法学部卒業、同大学院法学研究科修士課程修了。駿台予備校論文科講師。NPO法人「情報公開クリアリングハウス」理事。情報公開と個人情報保護をテーマに全国各地の自治体職員研修などで講師をつとめている。著書に『情報公開条例の論点——アカウンタビリティ実現のために』『個人情報保護の論点』(以上ぎょうせい)、『メディアと情報公開』(花伝社)など。

人だった。このうち「感染源不明」が2498人(57.4%)、「感染源判明」が1743人(40.0%)である。「感染源判明」の内訳は、多い順に「家族・同居人」が596人(34.2%)、「飲食店」318人(18.2%)、「その他職場」230人(13.2%)とされている。

源不明が増大している現状では、すべての事例を追跡することは困難だ。ただ、それが可能な事例もある。感染拡大の中での現場の負担増も考慮し、新規ではなく既存の「積極的疫学調査」等の感染者や家族からの聴き取り内容も活用して、匿名加工したケーススタディがほしい。

など言行動の不一致や矛盾があるからだ。そして、専門家や官僚が書いた文章を読み上げるだけで、市民の「情」にうつたえる自身の言葉や行動がないことも一因だ。

さらに、首相の言葉には「理」すらもない。それは感染拡大防止策の根拠が薄弱なことを指す。年末年始の感染拡大を受けて、20年1月8日、国は1都3県を対象とした緊急事態宣言を発出した。そして、翌週の1月13日には対象範囲を1都2府8県に拡大した。今回の緊急事態宣言による対策の「急所」が飲食店だ

が政治家と専門家にはあるはずだ。主観的な「正しさ」を客観的な正しさに高めていくためにも、根拠に基づく説明が必要不可欠だ。明確で客観的な根拠があることは、対策の効果に説得力をを持たせ、事業者や顧客の自発的な協力を引き出すことにもなる。しかし、現状では正しい情報が提供されていない。

易に入手できない。しかも、端緒と表現したように、これだけでは市民の自発的な取り組みには不十分である。感染に至る経過が見えないからだ。たとえば、「家族・同居人」の感染は外からどのように家庭に持ち込まれたのだろう。また、「飲食店」も同様に店内と店外のどちらに起因するのだろう。詳細は定かではない。コロナについて市民が知りたいのは、専門的な「データ」ではなく、こうした感染に至る「物語」である。それを読み、聞くことで、感染防止のために自らが為すべきことの

それは、日本サッカーリーグ会長の田島幸三氏がコロナ感染した際に、医師である妻の対応をまとめたインタビュー記事だ。感染経過は定かではないが、感染者としての家族として、どのような対処をしたのか具体的に描かれている（Sportsnavi 20年4月11日）。家庭内感染の割合が多い中で、有用な情報の一つである。

人が動くには「理」だけではなく、「情」が必要だ。市民が自発的に感染防止に取り組むには、想像力や共感といった「情」が動くことが必要で、それにはリアルな情報が欠かせない。

20年12月25日の記者会見で、菅首相は「飲食の場の感染リスク」をあげ、「東京の感染者の6割程度を占める、「見えない感染」の多くが飲食によるもの」と述べた。これは、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の尾身茂会長の受け売りである。しかし、引用元とも思われる東京都の「モニタリング会議」や「対策本

である。なんだか既視感のある光景だ。20年3月、安倍前首相が唐突に学校の一斎休校を打ち出した。学校がクラスターになり得ること、また児童・生徒から家族に感染が拡大し得ること、こうした危険性の根拠が一切説明されないまま一斎休校が行われた。それにより、卒業式や入学校式をはじめとする人生の節目を奪われた子どもは多い。

正しい情報がない

普会主田の会計資料も主田金鉄を記入

強権発動への疑問

治体が公表する情報は客観的な「データ」に偏り、市民にリアルに伝わる「物語」がない。クラスター感染ならば、ある程度の「物語」を描くことはできるだろう。しかし、市中感染が広がり感染

**正しい情報がない**  
コロナの感染防止策をめぐる首相の言葉に「実感がない」との批判がある。それは、Go To Eat キャンペーンを展開し、朝夜の会食を続ける一方で、飲食店の営業規制をする

「緊急事態宣言についての提言」（21年1月5日）の中で、飲食の場を中心に「感染リスクが高まる『5つの場面』」が明確に示されています。この中で、多くの人が飲食によるもの」という認識・記述が見当たらない。

## 強権発動への疑問

うか？感染拡大対策の対象になる事業者は現状をどう感じているのだろうか？このように相手の視点で考え、行動することも「情」である。一方的な情報や対策の打ち出しには「情」が見えない。

コロナという緊急事態の中で、迅速に解を出すことに気持ちを奪われると、人や組織は「情」を忘れてしまる。感染拡大防止のためには、特措法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）に基づく強権発動も止むなしとする空気が、日増しに強まっていることが気になる。

たとえば、特措法45条「感染を防止するための協力要請等」に関わる政令がこのほど改正された。新たに飲食店を盛り込み、「営業時間の短縮要請に応じない飲食店などを公表できるようにするため」（NHKニュース21年1月7日）である。

緊急事態宣言の対象は現段階では1都2府8県だが、20時までの営業時間短縮要請（酒類提供時間は11時から19時まで）を実施する場合には協力金が支給される。従来までは月額最大120万円だったが、このほど180万円に引き上げられた。これをアメだとすれば、要請に従わない飲食店名の公表はムチである。

事業規模によっては、この程度の

アメでは協力要請に応じられないことを意味するところもあるだろう。また、損得を抜きにして営業を続けたいといい強い信念をもつた飲食店もあるはずだ。それにもかかわらず、飲食店名の公表というムチを打つのは、あまりにも非情ではないか。

前述のように、そもそも飲食店の営業時間短縮が感染拡大防止につながるという根拠はあるのだろうか。きちんと証拠を示して具体的な説明をしないまま、要請拒否だけを理由に飲食店名を公表するのは、横暴ではないか。また、公表によって飲食店が営業時間を短縮する保証はないか。

たとえ公表によって飲食店が営業時間短縮を硬化させることも考えられる。

公表の主体は自治体である。強権を得たことに安堵し、それを振り回すのではなく、現場感覚に基づいた慎重な振る舞いを望みたい。それは飲食店が「急所」であることについてである。また、要請に応じない飲食店が「急所」であることについても、公表の趣旨を離れて、情報が一人歩きを始める。その起點となることに、公表する自治体は責任と覚悟をもたなければならない。それほどに重いことなのだ。

## 分断ではなく連繋を

20年1月18日開催の通常国会では、特措法に加えて感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）の改正が予定されている。本稿執筆段階での情報によれば、ともに事業者や個人に対する罰則が盛り込まれるという。

特措法の罰則は、「緊急事態宣言以下の休業命令」及び緊急事態宣言に先立つ「予防的措置段階における時短営業命令」への違反に対するものだ。いずれも行政罰で前者は「50万円以下」、後者は「30万円以下」の過料だという（東京新聞21年1月13日）。

同紙によれば、感染症法の罰則はいずれも刑事罰で、「入院勧告の違反者」に1年以下の懲役または100万円以下の罰金を、「積極的医学調査の拒否者」に50万円以下の罰金を定める予定だという。

これらの法改正にも見えるのは、相手の視点を欠くことだ。特措法の罰則は、休業や時短営業という苦難を強いられる事業者への配慮を欠く。さらに、感染症法の罰則の対象者はいずれも苦痛を抱える感染者であり、社会的弱者である。感染拡大防止の名の下に、この人たちに、さらなる重荷を背負わせることは非情だし、その効果も見えない。

強権発動が問題なのは、人間や社会に大きな分断を生むことだ。コロナの初期の段階から、感染者や医療従事者に対する偏見や差別が広がり、今もとどまることはない。感染症の正体も個人や社会の将来も描きづらい中で、誰もが不安と抑圧を抱えている。それをぶつける「悪役」を生み出し、排除する風潮が今後さらに強まるこことを危惧する。

こんなときだからこそ、分断ではなく連繋が必要だ。情報は人間が互いのことを理解し、共感するための「つなぎ」でなければならぬ。情報の過剰と不足の中で、要否や是非を見きわめる視点をもちたい。